

サイチヨ PRESS

雑がみを資源として出そう!!

雑がみ減量
キャンペーン中♪
～燃やすごみに
出さないで～



雑がみって知ってる?



雑がみとは、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック以外の**リサイクルできる紙**のことよ。お菓子の紙箱、はがき・封筒、包装紙、紙袋などいろんなものがあるの。それらをまとめて、**雑がみ**と呼んでいるのよ。

雑がみ(古紙類)はこんなふうにもリサイクルされるんだよ!



収集したあと、古紙問屋でひもや袋などの異物を取り除きます。



運びやすいように、ペール品(1m×1m×1.8mの固まり)にします。



ペール品を製紙工場へ搬出します。



上図のような様々な紙製品に生まれ変わります。

おうちでいらなくなった紙を分別して、雑がみを資源として出そう!

みんなはおうちでいらなくなった紙をきちんと分けているかしら? いらなくなった紙を捨てる前に**雑がみ(古紙類)**とリサイクルできない紙に分けて、**雑がみ**を燃やすごみとして出さず資源として出しましょう。「これって雑がみとして出せるかしら?」と迷ったら、「**ごみ分別百科事典**」を参考に分けてね。

アンケートにご協力ください ～雑がみ減量キャンペーングッズをプレゼント～

今後の業務の参考とさせていただくため、雑がみについてのアンケートにご協力をお願いします。以下の①から⑥の回答をご記入の上、ハガキでの郵送あるいは電子メールで廃棄物政策課あてに8月23日(金)までにお送りください。

- ①: お名前 ②: 郵便番号・住所 ③: 電話番号
- ④: 雑がみという分別の区分を知っていましたか。
【A: 知っていた B: 知らなかった】
- ⑤: これまで雑がみを資源として出したことがありますか。
【A: ある B: ない】
- ⑥: ⑤で出したことがある方は何を出しましたか(複数回答可)。
【A: お菓子・食品などの紙箱 B: はがき・封筒 C: 包装紙 D: 紙袋 E: ノート・教科書 F: その他(具体的に)】

郵送先: 『〒951-8550 新潟市役所廃棄物政策課宛』

Eメールアドレス: [haisei@city.niigata.lg.jp]

※メールの件名を「雑がみアンケート」としてください。

アンケートに答えてくれた方の中から抽選で500名様に落書き帳(メモ帳)とサイチヨ多機能ペンを差し上げます。



枝葉・草の出し方にご協力ください!

枝葉・草は再資源化を目的として燃料チップや堆肥原料に再生(リサイクル)されています。

しかし、収集された枝葉・草の中に土砂や異物が**平成24年度では約400トンも混入**していたため、適正なリサイクルに支障をきたしています。

- ・鉢植えや草に付いた土砂は、処理機械を損傷・摩耗させますので、よく払い落としてください。
 - ・カマや剪定バサミなどの異物で処理機械が故障したことがあり、また、選別作業員の怪我につながるおそれもあるため、枝葉・草と一緒に出さないでください。
- 次の注意事項を守って、処理施設で安全なリサイクル処理が行えるようご協力をお願いします。

<注意事項>

- 「枝・木」を出す際は、1本あたりの長さ1m以内、1本の太さは直径15cm以内で1束直径30cm以内にして、ひもでしばって出してください。
- 「草・葉」を出す際は、**土砂をよく払い落とす**てから透明又は半透明のポリ袋で口をしばって出してください。
- 出す際に今一度異物がないか確認してください。**
- 剪定・草刈などの作業中にごみがありましたら、分別してごみ(又は資源)として出してください。
- 廃材(材木)や野菜くずは、「**燃やすごみ**」(巻広域は「普通ごみ」)の指定袋で出してください。
- 事業者の方は、ごみ集積場へ出せません。木くずリサイクル業者に直接お問い合わせください。



<間違った出し方・混入異物の例>



土砂が付いたまま、出されています!



カマ、剪定バサミ、園芸用支柱、ピン、石、缶、ライター、スプレー缶、軍手など

不要な家電製品は正しくリサイクル!!

銅やアルミなどの資源物の買い取り価格が高騰をしていることを背景に、家電リサイクル法対象のテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を無料で回収し、環境対策を講じないでスクラップ化して海外へ輸出する事業者が存在し、環境を汚染する原因となり問題となっています。

家電リサイクル法では、対象家電をリサイクルすることが義務付けられ、排出者である市民の方が、小売業者や製造業者等に家電リサイクル法の規定に沿って所要の料金を支払いリサイクルに協力することになっています。

不要な家電製品を処分するときは、無料回収業者に渡さないでください。

循環型社会形成及び環境汚染防止のためにも、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルするようお願いいたします。

なお、家電リサイクル法の対象とならない小型の家電製品は、市内41ヶ所に設置してある回収拠点(大きさは縦15cm×横35cm×奥行き20cm以内に限り)に出すことも可能ですのでご利用ください。

正しくリサイクルしましょう!



【参考】

- 家電リサイクル法のホームページ
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/.recycle/kaden.html
- 使用済小型家電の拠点回収のホームページ
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/.recycle/koden_recycle/koden_recycle.html